

忠岡町清掃ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、忠岡町清掃ボランティア登録制度に関して必要な事項を定め、道路、公園その他の公共の場所で、義務なく無償で自発的に清掃を行う活動を実施する町民、事業者又はこれらの者の組織する団体等に対して必要な支援をすることにより、町内の環境美化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動 道路、公園その他の公共の場所で、義務なく無償で自発的に清掃を行う活動をいう。
- (2) 清掃ボランティア 活動を実施する町民、事業者又はこれらの者の組織する団体等をいう。
- (3) 清掃ごみ 町が定めるごみの分類において「一般家庭ごみ」「資源ごみ」に該当するもので、活動によって集められたごみをいう。
- (4) ボランティア袋 清掃ごみを収めるため、町長が交付するごみ袋をいう。

(活動内容)

第3条 清掃ボランティアが行う活動の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 道路及び公共施設等の清掃、美化
- (2) 清掃ごみ以外の不法投棄物発見時の本町への通報、連絡調整

(登録の手続等)

第4条 活動を行うにあたり清掃ボランティアは、清掃ボランティア登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、相当と認められる場合、清掃ボランティア登録書（様式第2号）を申請者に通知するとともに、清掃ボランティア登録簿（様式第3号）に登録するものとする。

3 前項の規定により登録された者は、登録の内容に変更があった場合、書面又は口頭により速やかに町長に届け出るものとする。町長は、この届け出を受けた場合には、登録簿の登録内容等を変更するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録抹消の申し出がない限り無期限とする。ただし、第8条に規定する登録抹消事由に該当した場合は直ちに登録を抹消するものとする。

(清掃ボランティアの責務)

第6条 清掃ボランティアは、次に定める責務を負うものとする。

- (1) 活動を行ったときは、速やかに清掃ボランティア活動報告書（様式第4号）を提出すること。
- (2) 安全及び衛生の確保に配慮すること。

- (3) 公共の利益に反し、又は反する恐れのある行為は行わないこと。
- (4) 危険の恐れのある行為又は他人の迷惑となる行為は行わないこと。
- (5) 営利的、政治的活動及び宗教的活動は行わないこと。

(ごみの分別及び排出方法)

第7条 ボランティア袋の交付を受けた者が、清掃ごみを排出しようとするときは、町が指定する家庭ごみの収集日に、申請時に記載した排出場所に排出しなければならない。

2 町長は、活動以外に使用され、又は前各項の規定に違反して排出されたボランティア袋について、その収集又は搬入受入れを拒否することができる。

(登録の抹消)

第8条 町長は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 書面又は口頭による登録取り消しの届け出があったとき。
- (2) 1年以上にわたり清掃ボランティア活動報告書が提出されないとき。
- (3) 清掃ごみ以外の自己のごみを故意にボランティア袋に混入したとき。
- (4) ごみ袋を他人に譲渡又は貸与したとき。
- (5) 前条第1項の規定に違反してごみを排出したとき。
- (6) 清掃ボランティアが第6条に定める責務を遵守できないと認められるとき。
- (7) 清掃ボランティアの信用を著しく傷つけたとき。
- (8) その他抹消すると認めるに相当の理由があるとき。

(活動の支援)

第9条 本町は、清掃活動に対し次の支援を行う。

- (1) ボランティア袋の支給
- (2) 活動により発生したごみの収集運搬及び処理

(自己責任の原則)

第10条 清掃ボランティアは、自らの責任で活動を行うものとし、活動中に生じた事故について本町は、その責任を一切負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に交付されている登録書については、施行日に交付されたものとみなす。